

第5章 いじめ関連事項

1 ネットいじめ

1 ネットいじめの背景

「ネットいじめ」とは、携帯電話やパソコン等を通じて、インターネット上のウェブサイト上の掲示板等に、特定の児童生徒の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。(文部科学省、平成20年)

昨今は、スマートフォン(以下、スマホ)やソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下、SNS)の普及・活用により、無料通信や短編動画共有などのアプリケーションによるいじめが多発している。このような中で、高等学校におけるいじめの態様において、ネットいじめは「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」に次いで高い割合を占めるようになってきた(資料1参照)。

スマホやSNSの普及は急速に低年齢化していること(資料2参照)や、今後インターネットの使い方の変化や新しいシステム・サービスの出現により、新たな形態のいじめが生じることも考えられる。教員が常に必要な情報を得て、発達段階に応じた系統的な指導や啓発活動を行うことが必要不可欠である。その際、児童会や生徒会を巻き込み、児童生徒が自ら考え、行動するような取組となることが望ましい。

資料1 いじめの態様の区分

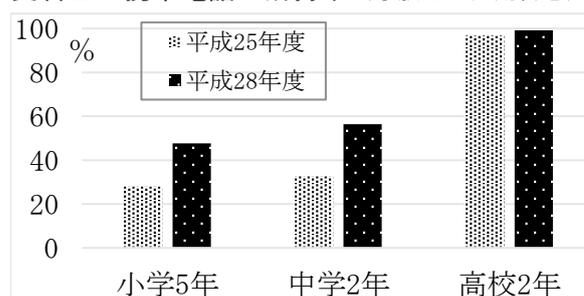
	区分	構成比 (%) *
1	冷やかしかからかい等	62.5
2	パソコンや携帯電話等で誹謗 中傷や嫌なことをされる	17.5
3	仲間はずれ、集団による無視	14.0

(平成29年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果 文部科学省)

* 高校生の全国平均値

* 構成比は、各区分における認知件数に対する割合。

資料2 携帯電話の所持率(家族との共用含む)



(平成25年度及び平成28年度新潟県青少年健全育成実態調査結果 新潟県福祉保健部児童家庭課)

2 ネットいじめの特徴

(1) 加害者を特定しづらい

インターネット空間は匿名性が高く、対面によるいじめのように実際の暴力を伴わないため、加害児童生徒が特定しづらい傾向にあり、陰湿化しやすい。

(2) 加害者に被害者の顔が見えない

インターネット上では、相手と面と向かって言葉を発するわけではないので、加害者は言葉の重みを感じにくく、結果として安易に誹謗中傷し、エスカレートしやすい。

(3) 加害者と被害者が非常に流動的である

児童生徒にとってSNSでのやりとりが日常化していることに加え、上記(2)の特徴から、いつの間にか被害者と加害者が逆転していることも多い。

(4) 逃げにくい

対面的ないじめでは、その場を離れるなど物理的にその環境から逃れることも一つの手段であるが、ネットいじめではそれが難しく、インターネット上で執拗に追われる可能性がある。また、被害者は、誹謗中傷の書き込みや画像・動画の再生が何度でも可能であることから、恐怖心や羞恥心、抱え込みが助長される。

(5) いじめの規模が広域化し、拡散も速い

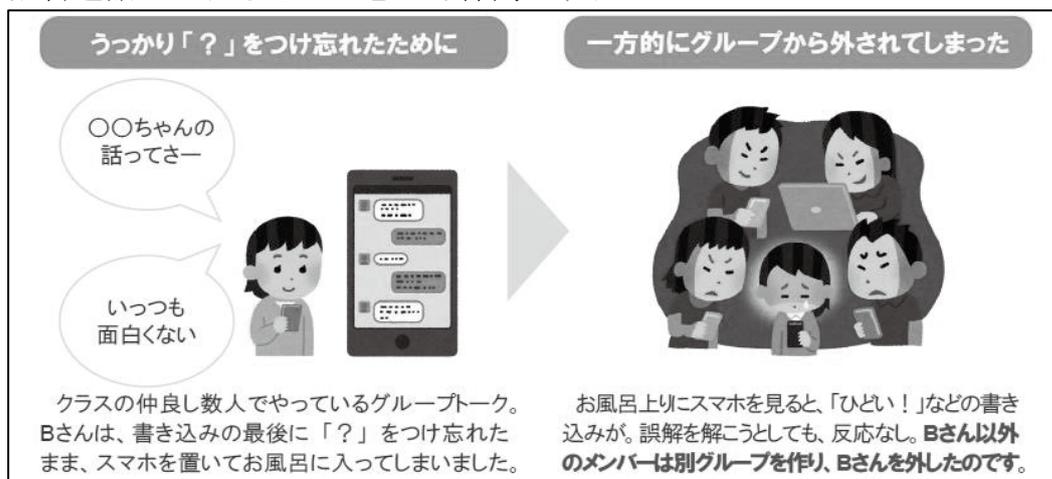
学校内や地域内にとどまらない空間でネットいじめは展開され、しかも加速度的に拡散することから、学校としての把握が遅れ、把握した時点で事態が重篤化していることもある。

(6) 従来型のいじめの延長線上にある

様々な統計により、従来型のいじめの加害・被害経験がある児童生徒がネットいじめの加害・被害の経験があると答える割合が高い。つまり、ネットいじめ特有の対策が求められるものがある一方で、「いじめをしない児童生徒を育てる」が基本的な対策となる。

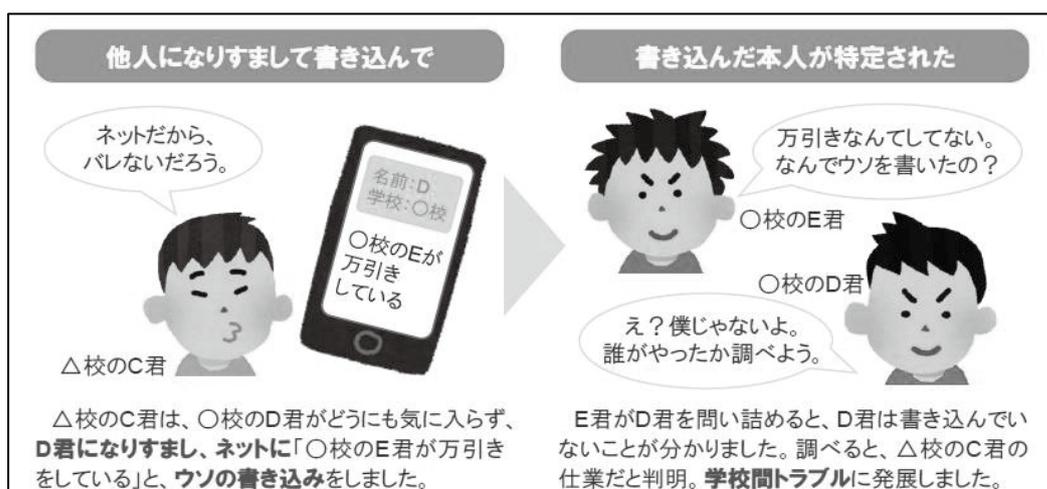
3 ネットいじめの代表的事例 (図は「インターネットトラブル事例集 平成29年度版」総務省より引用)

(1) 無料通話アプリなどでの悪口や仲間はずれ



グループトークはテンポが速いことに加え、文字だけの会話となるため、誤解や行き違いが生じやすい。途中から参加する場合は流れが掴みにくく、なおさらである。また、流れの中で周囲と違う意見が言いづらかったり、同調せざるを得なかったりする雰囲気がつくられ、いじめにつながりやすい。

(2) なりすまし投稿による誹謗中傷



誰かになりすますことや、それによって誰かを陥れるような書き込みをすることは多くのSNSの利用規程で違反としている。最近では、グループ内の書き込み内容に苦痛を感じて友人になりすましを依頼することや、なりすましの被害を受けた生徒の書き込みそのものが誹謗中傷にあたるケースもあり、問題は複雑化している。

4 ネットいじめの対応

(1) 不適切な書き込み等の削除措置

＜削除措置の基本的な流れ＞

- ①いじめの被害にあった児童生徒は、証拠保全のため不適切な書き込みのある画面をスクリーンショットや印刷で保存する。
- ②書き込んだ児童生徒、グループ作成者、掲示板管理人や運営会社、プロバイダに書き込みの削除を速やかに依頼する。

学校では、上記の対応を日頃から児童生徒・保護者に周知すると共に、児童生徒から相談があった場合には、指導上の理由から、児童生徒の承諾を得た上でスマホの画面やスクリーンショットの保存データの提供を依頼する。

また、被害を最小限にするため早急な対応が必要であり、特に違法又は命に関わる内容の場合、最寄りの警察に即時、通報・相談する。

(2) 保護者との連携

ア 児童生徒の変化を察知して、情報共有する

特に家庭において、次の様子が顕著に見られるときには、ネットいじめの兆候が疑われることを、保護者に伝えておくことよい。

- ・携帯電話のパケット通信量が異様に増大している。
- ・携帯電話の着信音を無音にするようになった。
- ・電話に出たがらない、ネット利用を極端に避けるようになる。
- ・集中力がなくなり、常に何か考え事をしているように見える。
- ・SNSを肌身離さずチェックしている。
- ・親に利用しているネットサービスの画面を極端に隠す。
- ・深夜にスマホなどでネット利用をするようになった。

(Norton 子供をネットいじめの被害者、加害者にさせない実践的解決法より)

イ フィルタリングサービスと家庭内ルールの設定

児童生徒に安易にスマホ等を与えた結果としてトラブルやいじめの被害・加害になることも多いことから、危険回避のためにフィルタリングサービスや家庭内ルールの設定を保護者に依頼する。例えば、PTA総会等で、実際にスマホを用いて保護者にフィルタリング設定の手順を周知することも有効な手段である。

(3) 関係機関との連携

児童生徒の生命、財産に重大被害の生じる可能性がある場合は、直ちに警察に通報し、適切な支援を求める。また、インターネット上の人権侵害に関する相談窓口（「子どもの人権110番」等）を児童生徒や保護者に周知する。専門家による教員研修の機会充実も今後ますます必要である。

(4) 情報モラル教育の推進

インターネットやスマホ、SNSの利便性と危険性の両方を理解させるとともに、適切なコミュニケーションについて指導することが今後ますます重要となる。また、インターネットの特性として、次の2点は児童生徒に確実に理解させる。

ア インターネット空間で情報が拡散したら、すべてを消すことはほぼ不可能である
過去に拡散した情報がもとになって、進学や就職、結婚など人生の節目で足かせになる可能性がある。(デジタルタトゥー)

イ インターネット空間は匿名状態ではない

発信者情報の開示も請求できる法整備もなされていることから、インターネットに完全な匿名状態はなく、加害者として社会的非難や制裁を受ける可能性がある。

5 ネットいじめの対応…SNS上のやりとりを考える

	学習活動	指導上の留意点
導入	<p>① SNSを日常的に使ってみて、メリットを自分で考える。</p> <p>② グループで共有する。</p>	<p>挙げられたメリットの中にいじめに関するものがないか注意する。</p>
展開	<p>① 次の SNS の事例を確認する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(無料通話アプリのグループトークにて)</p> <p>部員A：「練習メニュー決めるから、16時部室集合ね。」</p> <p>部員B：「OK」</p> <p>部員C：「習い事の時間と重なってるから、行くの無理。」</p> <p>部員D：“既読”はついたが、返信なし (2時間後)</p> <p>部員A：「メニュー決まったよ。ノルマ未達成は罰ゲーム。」</p> <p>部員C：「罰ゲームは無理。」</p> <p>部員B：「その場にいなかったやつに発言権無し。」</p> <p>部員E：「Dはまたも既読スルーかよ。むかつくな。」 (その夜)</p> <p>部員B：「KSは最悪、お仕置きが必要かな。」</p> <p>部員E：「そうだな、ついでに“わがまま”も同罪ね。」 (翌朝)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨日から具合が悪かった部員Dは、朝起きてグループトークを確認しようとしたが、なぜか入れなかった。 ・部員Cは、自分の顔が面白おかしく加工されて、ツイッター上で拡散されていることをクラスの友人から教えてもらった。 </div> <p>② 上記のやりとりの中で、どのような問題点があるかどうかをグループで話し合う。</p> <p>③ グループの代表が意見をとりまとめ発表する。</p>	<p>問題点の共有について、次の点に留意させる。</p> <p>① 部員Bの発言「KSは最悪」について ※KS…既読スルーのこと</p> <p>② 部員B・Eの行為について</p> <p>③ 部員Cの文面について</p>
まとめ	<p>今日の授業を通じて、無料通話アプリやツイッター等、SNSでは、何に気をつけるべきかを整理する。</p>	

- インターネット環境のめまぐるしい進歩・変化により、ネットいじめは多様化・複雑化している。教師は必要な知識を備えて、対処療法的視点にとどまらず未然防止的視点をもって指導・啓発にあたらなければならない。
- ネットいじめやネット依存が社会問題となっている中、児童生徒が自ら考えて行動を改善していくようなきっかけを、学校と保護者、関係機関が連携して用意する。
- インターネット社会を生き抜くために必要な「想像力」「自制心」「判断力」を育てる。

*参考文献

- 『月刊生徒指導』2014年5月1日発行 学事出版
- 『月刊生徒指導』2015年5月1日発行 学事出版
- 『児童心理』2018年5月1日発行 金子書房
- 『インターネットトラブル事例集(平成29年度版)』総務省
- 『ネットワークビギナーのための情報セキュリティハンドブック ver3.00・ver4.00』内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)
- 『事例集 いじめ問題やインターネット上のトラブルへの対応』平成21年3月発行 新潟県教育委員会